

## 中分類 39—その他の製造業

### 総 説

この中分類には、主として他のいずれの中分類にも分類されない製品を製造する事業所が分類される。

おもな製品は、貴金属製品、楽器、レコード、がん具、運動競技用具、ペン、鉛筆、絵画用品、ボタン、漆器、プラスチック製品などである。

小分類 細分類  
番号 番号

#### 391 貴金属製品製造業（宝石加工を含む）

##### 3911 貴金属製品製造業

主として貴金属細工品を製造する事業所をいう。

なお、宝石、すず、アンチモン製品も本分類に含まれる。

おもな製品は、化粧箱、コンパクト、宝石箱、宝石取付細工品などである。

ただし、主として貴金属以外の金属、その他の材料からつくられた身辺細貨品を製造加工する事業所は小分類395 [3951]に分類される。

○化粧箱製造業（貴金属製品）；コンパクト製造業（貴金属製品）；宝石箱製造業（貴金属製品）；シガレットケース製造業（貴金属製品）；装身具製造業（貴金属製品）；象眼品製造業（貴金属製品）；賞杯製造業（貴金属製品）；貴金属製ナイフ・フォーク・スプーン製造業；宝石装身具製造業；貴金属製仮具製造業

×装身具製造業（貴金属製を除く）[3951]；身辺細貨製造業（貴金属製を除く）[3951]

##### 3912 宝石付属品・同材料加工業

主として宝石細工の完成品をつくるための部品（座金、針金、管など）を製造加工する事業所をいう。

主として宝石を細工する事業所は細分類3913に分類される。

○宝石付属品加工業

×宝石細工業 [3913]

## 中分類39—その他の製造業

### 3913 宝石細工業

主としてダイヤモンド、その他の宝石の切断、研磨取付け、真珠のせん孔、器具、工具、時計、クロノメータなどの宝石の取付けおよび取付準備など、あらゆる形の宝石（模造品を含む）を細工する事業所をいう。

○宝石切断・研磨業；真珠穴あけ業

### 392 楽器・レコード製造業

#### 3921 ピアノ製造業

主としてピアノを製造する事業所をいう。

○ピアノ製造業

#### 3922 オルガン製造業

主としてパイプオルガン、リードオルガン、電気オルガンなどを製造する事業所をいう。

○パイプオルガン製造業

#### 3923 ギター製造業

主としてギター（電気ギターを含む）を製造する事業所をいう。

○ギター製造業；電気ギター製造業

#### 3924 レコード製造業

主としてステレオなどのレコードおよびレコード原盤を製造する事業所をいう。

○レコード製造業；ミュージックテープ製造業（録音されたもの）

×レコード針製造業 [3954]

#### 3929 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業

主として他に分類されないあらゆる種類の楽器（ピアノ、オルガン、ギターを除く）および楽器部品ならびに同材料を製造する事業所をいう。

## 中分類39—その他の製造業

○楽器製造業（ピアノ、オルガン、ギター以外のもの）；楽器部品製造業；和楽器製造業；管楽器製造業；打楽器製造業；弦楽器製造業；ハーモニカ製造業；オルゴール製造業

### 393 がん具・運動競技用具製造業

#### 3931 娯楽用具・がん具製造業（人形、児童乗物を除く）

主として室内娯楽用具および人形、児童乗物以外のがん具を製造する事業所をいう。

○娯楽用具製造業；がん具製造業（人形、児童乗物以外のもの）；団碁用品製造業；将棋用品製造業；マージャンぱい製造業；かるた製造業；トランプ製造業；ゲーム盤製造業；教材がん具製造業；風船製造業；折紙製造業；積木製造業；羽子板製造業；押絵羽子板製造業；パーティ用品製造業；モデルシップ製造業；がん具用変圧器製造業

#### 3932 人形製造業

主として模型以外の人形および人形の部品、衣服、人形に付属する諸道具を製造する事業所をいう。

○人形製造業（木、紙、陶器、セルロイド、ゴム、繊維、プラスチック、その他の材料製）；人形マスク製造業；人形付属品製造業（人形髪を除く）

×マネキン人形製造業〔3994〕；人体模型製造業〔3994〕；人形髪製造業〔3989〕

#### 3933 児童乗物製造業

主として車両およびその他の児童用屋外車両および乗物を製造する事業所をいう。

○乳母車製造業；自転車製造業（児童用）；三・四輪車製造業（児童用）

×スケート（アイス、ローラー）製造業〔3934〕

#### 3934 運動競技用具製造業

主として運動競技用具を製造する事業所をいう。

おもな製品は、ゴルフ、テニス、ベースボール、フットボール、バスケットボール、ボクシング、スキー、スケート、卓球、玉突などの用具、備品および運動場・体育館備品などである。

ただし、運動用衣服類を製造する事業所は中分類21〔2113〕に、くつ

### 中分類39—その他の製造業

は使用材料によって中分類21〔2155〕、28〔2821、2822〕、29〔2941〕に分類される。

- スポーツ用品製造業（衣服およびくつを除く）；運動具製造業（衣服およびくつを除く）；なめしかわ製運動具製造業；玉突台・玉突用品製造業；体育設備製造業（飛台、ろく木など）；つりざお製造業；つり針（釣針）製造業；空気銃製造業；獅銃製造業；狩猟用薬きょう製造業；ゴムボール製造業；びく製造業；つり用リール製造業；スキー用具製造業  
×運動衣製造業〔2113〕；運動ぐつ製造業〔ゴム底布製〔2821〕、プラスチック製くつ製造業〔2822〕；かわ製〔2941〕、はだしたび〔2155〕〕

#### 394 ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業

##### 3941 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業

主として万年筆、シャープペンシル、ペン軸、ペン先などおよびこれらの部品を製造する事業所をいう。

- ペン先・ペン軸製造業；シャープペンシル製造業；万年筆製造業；ガラスペン製造業；鉄筆製造業；万年筆ペン先製造業

##### 3942 ボールペン・マーキングペン製造業

主としてボールペン、マーキングペン（マーカーペン）などおよびこれらの部品を製造する事業所をいう。

- ボールペン製造業；マーキングペン（マーカーペン）製造業

##### 3943 鉛筆製造業

主として鉛筆および鉛筆しんを製造する事業所をいう。

- 鉛筆製造業；鉛筆しん製造業；色鉛筆しん製造業；鉛筆軸製造業；鉛筆塗装業  
×鉛筆軸板製造業〔2219〕

##### 3944 毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）

主として毛筆、画筆、描画テーブル、画板、パレット、スケッチボックス、絵画用縮図器、画家用絵具およびろう、描画用インキおよび下図材料、焼画用品などの絵画用品を製造する事業所をいう。

製図用機械器具を製造する事業所は細分類3949に分類される。

- 油絵具製造業；画家用筆製造業；パレット製造業；スケッチボックス製造業；

### 中分類39—その他の製造業

カンバス製造業(画家用のもの); 水彩絵具製造業; 毛筆製造業; 画筆製造業; 画布製造業; 画網製造業; アーチストワックス製造業; 美術用木炭製造業; 画架製造業; 画板製造業; クレヨン製造業; パステル製造業  
×製図用機械器具製造業 [3949]

#### 3949 他に分類されない事務用品製造業

主として他に分類されないその他の事務用品を製造する事業所をいう。

○手押スタンプ製造業; 焼印製造業; 形板製造業; T定規製造業; 三角定規(長さ計を除く)製造業; そろばん製造業; 鉛筆箱(筆入れ)製造業; ステープラ製造業(ホッチキス); 穴あけ器製造業; 鉛筆削器製造業; 墨製造業; 墨汁製造業; 朱肉製造業; 事務用のり製造業; 曇写版製造業; 計算尺製造業; 製図用機械器具製造業

×筆記用インキ製造業 [2699]

#### 395 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)

##### 3951 装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)

主として貴金属および宝石以外の材料から身辺細貨および装飾品(造花, 装飾用羽毛を除く)を製造する事業所をいう。

なお, 貴金属および宝石以外の材料からつくられる喫煙用具, くしなど他に分類されない身辺細貨を製造する事業所も本分類に含まれる。

○装身具製造業(貴金属・宝石製のものを除く); プラスチック製装身具製造業; シガレットライター製造業(貴金属製のものを除く); 宝石箱製造業(貴金属・宝石製のものを除く); 小物箱製造業; 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製のものを除く); くし製造業(貴金属・宝石製のものを除く)

×装身具製造業(貴金属・宝石製のもの)[3911]; 羽毛・羽毛装飾成品製造業[3952]

#### 3952 造花・装飾用羽毛製造業

主として材料のいかんを問わず, 造花, 葉飾およびおもに鳥類の羽毛からつくられた装飾用羽毛(羽毛成品を含む)を製造する事業所をいう。

羽毛の調整, 染色などを行なう事業所も本分類に含まれる。

○造花製造業; 羽根飾製造業; 羽毛染色業; 羽毛成品製造業  
×羽根ぶとん製造業 [2191]; 羽根扇子製造業 [3993]

## 中分類39—その他の製造業

### 3953 ボタン製造業

主として貴金属および宝石以外の材料からつくられたボタンおよびボタンの部品などを製造する事業所をいう。

○ボタン製造業（貴金属・宝石製のものを除く）

### 3954 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業

主としてミシン針、手縫針、ピン、ホック、ホック止、スナップ、ファスナーなどを製造する事業所をいう。

○針製造業：ミシン針製造業；刺しゅう針製造業；編み針製造業；レコード針（スタイルス）製造業；ピン製造業；安全ピン製造業；ヘヤーピン製造業；画びょう製造業；クリップ製造業；ホック製造業；スナップ製造業；ファスナー製造業；こはぜ製造業

×メリヤス針製造業〔3454〕；医療用針製造業〔3731〕

### 396 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

主としてプラスチック（原料レジン）を用い、各種成形機（または成形器）により、成形された後、これら成形機から取出された一次製品を製造する事業所および同製品を二次加工する事業所をいう。ただし、プラスチック系製品で他に分類される製品を製造する事業所はそれぞれに分類される。

原料レジンを用い、成形のために配合、含浸、混和（短纖維、充てん剤、触媒、着色剤、離型剤等の混和）を行なう事業所、および再生レジン製造業も本分類に含まれる。

### 3961 プラスチック板・管・棒・継ぎ手製造業

主としてプラスチック製の板、管、ホース、棒、継ぎ手を成形加工により製造する事業所をいう。

主として強化プラスチック製品を製造する事業所は細分類3967に、プラスチック発泡製品を製造する事業所は細分類3966に分類される。

○プラスチック板製造業；プラスチック硬質管製造業；プラスチック継ぎ手製造業；プラスチックホース製造業；プラスチック積層品（積層板・管）製造業；プラスチック化粧板製造業；プラスチック雨どい・同付属品製造業

×化粧板り合板製造業〔2222〕；板状発泡製品製造業〔3966〕

## 中分類39—その他の製造業

### 3962 プラスチックフィルム・シート製造業

主としてプラスチック製のフィルム・シートを成形加工により製造する事業所をいう。

○プラスチックフィルム製造業；プラスチックシート製造業

×上塗りした織物・防水した織物製造業 [2097]；化粧ぱり合板製造業 [2222]；プラスチック塗装紙製造業 [2431]；プラスチック含浸加工紙製造業 [2431]；プラスチック積層加工紙製造業 [2431]；プラスチック加工ブックパインディングクロス製造業 [2434]；セロファン製造業 [2491]；写真フィルム用アセチルセルロースフィルム製造業 [2637]；セルロイド生地製造業 [2637]；合成皮革製造業 [3963]

### 3963 合成皮革製造業

主としてプラスチックを用い、皮革類を成形加工により製造する事業所をいう。

主として合成皮革製のくつを製造する事業所は中分類28 [2822]に、合成皮革製のかばん・袋物を製造する事業所は中分類29 [2961または2971]に分類される。

○合成皮革製造業

×油布製造業 [2097]；絶縁布製造業 [2097]；合成皮革製くつ製造業 [2822]；かばん製造業 [2961]；袋物製造業 [2971]

### 3964 プラスチック床材製造業

主としてプラスチックを原料として成形加工により床材を製造する事業所をいう。

○プラスチックタイル製造業；ラバースチック床材製造業；塩化ビニルタイル製造業

### 3965 工業用プラスチック製品製造業

主として成形加工により工業用のプラスチック製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、テレビジョンキャビネット、ラジオキャビネット、真空掃じ機の器体（ボディ）、冷蔵庫内装用品、扇風機の羽根、パッキンなどである。

ただし、主としてプラスチックを成形したのち、金属部分を組み込むなどの加工を行なって配線器具などの製品を製造する事業所および機械

### 中分類39—その他の製造業

器具の一部を構成し、かつ、機械的、電気的機能を有する歯車、軸受、端子、抵抗器、コンデンサなどを製造する事業所は本分類には含まれない。

- プラスチック製電話機きょう体(筐体)製造業；プラスチック冷蔵庫内装用品製造業；プラスチック製真空掃じ機器体製造業；プラスチック製扇風機羽根製造業；プラスチック製テレビジョン・ラジオキャビネット製造業  
×プラスチック製歯車製造業〔3475〕；プラスチック製軸受製造業〔3494〕；プラスチック製携帯電灯器具製造業〔3532〕；プラスチック製差込プラグ製造業〔3514〕；プラスチック製抵抗器・コンデンサ製造業〔3579〕；プラスチック製ボビン製造業(繊維機械用)〔3454〕；プラスチック製プリント配線基盤製造業〔3579〕；強化プラスチック製品製造業〔3967〕

#### 3966 プラスチック発泡(泡)製品製造業

主として各種原料レジンを発泡成形加工して、プラスチック製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、ブロック(板状切削を含む)、金型成形、連続発泡、接着発泡製品である。

ただし、建築現場等で断熱材の充てんとして行なう現場発泡は大分類E一建設業〔16〕または〔17〕に分類される。また、ポリウレタンフォームの裁断、接着などの二次加工を行なう事業所は細分類3968に分類される。

- ポリウレタンフォーム製造業；ポリスチレンフォーム製造業；ポリエチレンフォーム製造業；塩化ビニルフォーム製造業；ポリスチレンペーパー製造業；板状発泡製品製造業  
×ポリウレタンフォーム製寝具製造業〔2191〕；ポリウレタンフォーム製マットレス製造業〔2313〕

#### 3967 強化プラスチック製品製造業

主としてガラス繊維、炭素繊維などの補強材を加えて成形加工によりプラスチック製品を製造する事業所をいう。

- 強化プラスチック製管・棒・平板・波板製造業；強化プラスチック製浴そう製造業；強化プラスチック製浄化そう製造業；強化プラスチック製保安帽製造業；強化プラスチック製パイプ製造業；強化プラスチック製がい子製造業；強化プラスチック製橋脚製造業；強化プラスチック製コンテナ製造業  
×ガラス繊維・同製品製造業〔3017〕；強化プラスチック製舟艇製造業〔3644〕；強化プラスチック製自動車車体製造業〔3612〕；強化プラスチック製家具製造業〔2399〕；強化プラスチック製つり竿製造業〔3934〕；強化プラスチック製スキー用具製造業〔3934〕

## 中分類39—その他の製造業

### 3968 プラスチック成形材料および加工製品製造業

主として、プラスチック素材または回収プラスチックに成形のための配合、混和を行なって成形材料を製造する事業所、プラスチック成形品に切断、接合、バフ加工などを行なう事業所およびプラスチック成形品を購入して加工製品を製造する事業所をいう。

○プラスチック配合成形材料製造業；再生レジン製造業；プラスチック切断加工業；プラスチックバフ加工業；プラスチック加工製品製造業（購入した成形品によるもの）

×プラスチック製造業 [2637]；プラスチック再生資源卸売業 [4139]；プラスチック製外衣製造業（購入材料によるもの）[211]

### 3969 その他のプラスチック製品製造業（別掲を除く）

主として成形加工により他に分類されないプラスチック製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、プラスチック製の各種容器、袋、家庭用品（台所用品、食卓用品、漆器下地、浴そう用品、テーブルカバーなど）、絶縁テープ、結束テープなどのテープ類、漁業用器具、止水板、包装材料などである。

○プラスチック製容器製造業；プラスチック製袋製造業；プラスチック製台所用品製造業；プラスチック製食卓用品製造業；プラスチック製絶縁テープ製造業；塩化ビニル止水板製造業；プラスチック製時計ガラス製造業；ビニル製外衣製造業（成形加工からの一貫作業によるもの）

×プラスチック製くつ型製造業 [2292]；プラスチック製家具・装備品製造業 [2399]；印刷用プラスチック版製造業 [2592]；プラスチック製はきもの・同付属品製造業 [2822]；プラスチック製模造真珠製造業 [3093]；プラスチック製眼鏡・眼鏡わく製造業 [3761]；プラスチック製楽器・レコード製造業 [392]；プラスチック製がん具・運動競技用品製造業 [393]；プラスチックペン・ペンシル・その他事務用品製造業 [394]；プラスチック製装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 [395]；プラスチック製ブラシ製造業 [3984]；プラスチック製看板・標識機製造業 [3988]；プラスチック製洋がさ・同部分品製造業 [3991]；プラスチック製うちわ製造業 [3993]；プラスチック製モデル・模型製造業 [3994]；プラスチック製魔法びん製造業 [3995]；合成繊維製造業 [2643]；合成樹脂塗料製造業 [2654]；漆器製造業 [3971]

### 397 漆器製造業

#### 3971 漆器製造業

主として生地の材料のいかんを問わず、漆器を製造する事業所をいう。

### 中分類39—その他の製造業

おもな製品は、漆塗りの家具、じゅう器、食器、箱、美術品などである。

○家具（漆塗り）製造業；漆器製造業（ぜん、わん、はしなど）；小物箱（漆塗り）製造業；金属漆器製造業；漆工芸品製造業；漆器とぎだし業；漆器製宗教用具製造業

×家具製造業（漆器製を除く）[2311]；はし製造業（木・竹製）[2299]

#### 398～399 他に分類されない製造業

##### 3981 麦わら・パナマ類帽子製造業

主として麦わら、パナマ、絹木などの帽子を製造する事業所をいう。

○麦わら帽子製造業；パナマ帽子製造業；絹木帽子製造業；紙いと帽子製造業；さなだ帽子製造業

##### 3982 疊 製 造 業

主としてい（蘭）草、わらおよび合成纖維などで疊を製造する事業所をいう。

おもな製品は、疊完成品、疊表、疊床、むしろ、花むしろ、ござなどである。

○畳製造業；畠表製造業；い草畠表製造業；畠床製造業；むしろ製造業；花むしろ製造業；ござ製造業；薄縁製造業；青むしろ製造業；七島むしろ製造業；着ござ製造業；合成纖維製畠表製造業；プラスチック製畠表製造業

##### 3983 わら工品製造業（疊、帽子を除く）

主としてわらで、綱、網、かます、俵、わら細工品などを製造する事業所をいう。

わらぞうりを製造する事業所も本分類に含まれる。

主として疊床を製造する事業所は細分類3982に、わら帽子を製造する事業所は細分類3981に分類する。

○わら工品製造業（疊、帽子を除く）；わらなわ製造業；かます製造業（わら製のもの）；俵製造業（わら製のもの）；わらぞうり製造業

×ハンドバッグ製造業[2971]；疊床製造業[3982]；麦わら帽子製造業[3981]

## 中分類39—その他の製造業

### 3984 ほうき・ブラシ製造業

主として家庭用、工業用、その他あらゆる種類のほうきおよびブラシを製造する事業所をいう。

おもな製品は、家庭用ほうきおよびブラシ、工業用ブラシ、歯ラブシ、化粧用ブラシなどである。

○ブラシ類製造業；竹ほうき製造業；草ほうき製造業；くまで製造業；さらさら製造業；モップ製造業；はけ製造業；はたき製造業；たわし製造業

### 3985 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業

主としてコルク加工基礎資材およびコルク製品を製造する事業所をいう。

おもな製品は、びんのせん、絶縁用品、タイルなどである。

○コルクせん製造業；コルクタイル製造業；生圧縮コルク板製造業；炭化コルク板製造業；コルクカーペット製造業

### 3986 マッチ製造業

主として材料のいかんを問わず、マッチおよびマッチ箱、軸を製造する事業所をいう。

○マッチ製造業；マッチ箱製造業；マッチ軸製造業；

### 3987 煙火製造業

主として煙火（観賞用、競技用、信号用、がん具用など）ならびに信号炎管および信号火せん（火薙）を製造する事業所をいう。

○煙火製造業；花火製造業；信号炎管製造業；信号火せん製造業；信号弾、えい光弾およびせん光弾製造業

### 3988 看板・標識機製造業

主として看板および標識機（電気的、機械的なものを含む）を製造する事業所をいう。

ネオンサインを製造する事業所も本分類に含まれる。

○広告装置製造業；展示装置製造業；標識機製造業；ネオンサイン製造業；看板製造業（看板書き業を除く）；宣伝用気球（アドバルーン）製造業

## 中分類39—その他の製造業

×ペンキ屋（看板書きを主とするもの）[8699]; 看板書き業（単純な加工を施すものを含む）[8699]; 塗装業（製造業の一工程として行なうもの）〔大分類F—製造業のそれぞれに分類される〕; はうろう製看板標識製造業 [3091]

### 3989 かつら製造業

主として人間の毛髪（ただし、動物の毛および纖維などでつくる場合も含む）から、かつら類を製造する事業所をいう。

人形の頭髪を製造する事業所も本分類に含まれる。

○かもじ製造業; かつら製造業; ヘヤーピース製造業; 人形髪製造業

### 3991 洋がさ・同部分品製造業

主として洋がさおよびそのとっ手その他の部品を製造する事業所をいう。

○洋がさおよび部品製造業; 洋がさ骨製造業; 洋がさ手元製造業

### 3992 和がさ・同部分品製造業

主として和がさおよびその部品を製造する事業所をいう。

○雨がさ製造業; 蛇の目がさ製造業; 日がさ製造業; 和がさ骨製造業

### 3993 うちわ・扇子・ちょうちん製造業

主として材料のいかんを問わず、うちわ、扇子、ちょうちんを製造する事業所をいう。

○扇子・扇子骨製造業; 羽根扇子製造業; ちょうちんおよび部品製造業; うちわおよびうちわ骨製造業

### 3994 モデル・模型製造業（紙製を除く）

主として材料のいかんを問わず、モデル、模型を製造する事業所をいう。

ただし、くつ型を製造する事業所は中分類22 [2292] に分類される。

○模型製造業; 人台製造業; マネキン人形製造業; 人体模型製造業; 食品模型製造業; 果物模型製造業

### 中分類39—その他の製造業

×模様形製造業（紙製のもの）[2099]; くつ型製造業 [2292]; 教材用模型がん具製造業 [3931]; モデルショップ製造業 [3931]; プラモデル製造業 [3931]

#### 3995 魔法びん製造業

主として材料のいかんを問わず魔法びんを製造する事業所をいう。

○魔法びん製造業; 保温用ジャー製造業

×魔法びん用ガラス製中びん製造業 [3019]

#### 3999 他に分類されない他の製造業

主として他のいずれにも分類されない各種製品を製造する事業所をいう。

○押絵製造業; くつ中敷物製造業（かわ製を除く）; つえ製造業; 幻灯スライド製造業; 懐炉製造業; 救命具製造業; 獣毛整理業（羊毛および羊毛類似の毛を除く）; パールエッセンス製造業; 産業用保安装置製造業; 懐炉灰製造業; 鳥獣魚類はく製製造業; たどん製造業; 真珠核製造業; リノリューム・同製品製造業; くつふきマット製造業; 線香製造業; 芳具製造業; 繊維壁材製造業

×微粉炭製造業 [2799]; くつひも製造業（かわ製）[2931]; くつひも製造業（繊維製）[2084]; くつ中敷物製造業（かわ製）[2931]; 毛皮製造業 [2981]; 事務用のり製造業 [3949]; 墨製造業 [3949]; 朱肉製造業 [3949]; 宝石箱製造業（貴金属製を除く）[3951]; 小物箱製造業（貴金属製を除く）[3951]